

## 稲沢市立下津小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和7年4月

### ○ いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、児童が安心・安全に生活できる場でなくてはなりません。教職員は、日頃から些細な兆候を見逃さないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応していきます。

### ○ いじめ防止（未然防止・早期発見・措置）に関する具体的な取組

#### —— いじめの未然防止の取組 ——

- ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図ります。
- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、成長していく学級づくりを進めます。
- ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導します。

#### —— いじめの早期発見の取組 ——

- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ・ 些細な兆候を見逃さないよう、児童の様子を観察し、情報共有を図ります。
- ・ 相談カードや教育相談（ふれあい相談）を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。
- ・ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整えます。

#### —— いじめに対する措置 ——

- ・ いじめの発見・相談・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- ・ 被害児童に対して、スクールカウンセラーと連携して心のケアにあたります。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行います。
- ・ 加害児童に対して、これまでの生活を振り返らせ、心情を吐露させた上で、再発防止に向けた丁寧な指導を加えます。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家との連携のもとで取り組みます。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- ・ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて稲沢警察（生活安全課）や名古屋法務局一宮支局等とも連携して行います。

### ○ 重大事態への対応

- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、関係機関との連携を図り、事態の解決に向け迅速に対応します。
- ・ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

### ○ 学校の取組に対する検証・見直し

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努めます。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。